

## 令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

### 第41号議案 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

#### 目次

1	改正条例	P3
2	改正理由	P3
3	改正の内容	P3
4	施行日	P3
5	新旧対照表	P4

こ ども 部

令 和 5 年 2 月



## 1 改正条例

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 2 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等に係る基準等を整備する必要があるため、また、その他所要の整備を行うため。

## 3 改正の内容

### (1) 安全計画の策定等

利用者の安全確保に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるよう義務付けるもの。

### (2) 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認

児童の事業所外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、乗降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握する方法により、確認することを義務付けるもの。

### (3) 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続して提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等の努力義務を課すもの。

感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止についての取組強化の観点から、訓練を定期的に行う努力義務を課すもの。

## 4 施行日

令和5年4月1日

※ただし、3（1）の安全計画の策定等の義務については、令和6年3月31日までの間策定等についての経過措置を設ける。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第7条 [略] (安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取</p>	<p>○長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第7条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第8条～第13条 [略]

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 [略]

第8条～第13条 [略]

[新設]

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 [略]

第15条～第24条 [略]

附 則

(施行期日)

1～3 [略]

4 施行日前から引き続き放課後児童健全育成事業を行っている放課後児童健全育成事業所のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が第11条第5項に規定する基準を満たさないものについて、同項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項中「40人以下とする」とあるのは、「40人以下となるよう努めなければならない」とする。

第15条～第24条 [略]

附 則

(施行期日)

1～3 [略]

4 施行日前から引き続き放課後児童健全育成事業を行っている放課後児童健全育成事業所のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が第11条第4項に規定する基準を満たさないものについて、同項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項中「40人以下とする」とあるのは「40人以下となるよう努めなければならない」とする。